平成２４年（フ）第１４８号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目５番22号　ハイツおおや２Ｆ
債務者　長谷川　紀
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１５６号
神奈川県横須賀市平作７丁目13番３号　メゾンリビエラ101
債務者　沖　　恵子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１８２号
和歌山市市小路141番地の10　ヨーロピアン市小路203
債務者　服部　雄一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９０号
和歌山市杭ノ瀬60番地の１
債務者　森口小百合（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２４号
和歌山市関戸３丁目７―17、住民票上の住所和歌山市小雑賀91番地
債務者　森口　雅裕
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３１号
和歌山市大垣内487―６　打田方、住民票上の住所和歌山市出島34番地の29
債務者　奥　智珠子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３３号
和歌山市楠見中298番地の１　楠見中ディアス103
債務者　中村　美幸
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４６号
山口県周南市江の宮町２番12―409号
債務者　早川　敏雄
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第６６号
山口県周南市遠石２丁目６番22―104号
債務者　畔合　広美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第８３９号
名古屋市南区中江２丁目９番８号　レジデンス中江403号
債務者　杉村比呂美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９号
熊本県荒尾市上井手1047番地１
債務者　小森田　章
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第７３３号
札幌市白石区平和通17丁目北３番９号
債務者　千葉　直人
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３５号
札幌市東区北48条東18丁目１番８―103号
債務者　高松　広大
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９８号
札幌市東区北36条東１丁目７―２　ショート麻生103号、住民票上の住所札幌市東区東苗穂４条１丁目10番２号　メゾン松本Ａ101号
債務者　西館　正子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４１号
札幌市北区新琴似６条２丁目２番９号　阿部マンション１Ｆ
債務者　櫻井　一夫
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４２号
札幌市北区新琴似６条２丁目２番９号　阿部マンション１Ｆ
債務者　櫻井　ゆう
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１４号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目９番７号　町田マンション202号
債務者　齋藤　一也
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４０号
札幌市南区真駒内本町３丁目９番２―107号
債務者　澁谷　淑惠
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部